

役員報酬規程

(総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、「当法人」という）の定款第 19 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

(報酬)

第二条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、役員には、理事会の決議を経て、定款第 19 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬をうけることができる。

(費用弁償)

第三条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費（別に定める内国旅費規程、外国旅費規程に基づく。）及び手数料等の経費をいう。）については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

1. この規程は 2013 年度第 4 回理事会の承認を経て、2014 年 3 月 5 日から施行する。
2. この規程は 2020 年度第 2 回理事会の承認を経て、2020 年 6 月 1 日から施行する。

給与規程

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム

給 与 規 程

制 定 2008年 4月 1日
最終改正 2016年 7月 1日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この給与規程(以下、規程という。)は、就業規則第47条(賃金)の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第5条(適用範囲)に定める職員に適用する。但し、パートタイマー、アルバイト等については別に定める個別労働契約によるものとする。

(給与の原則)

第 3 条 給与は職員の遂行した職務の質と量および責任の度合いとに応じて支払うことを原則とする。

第 2 章 賃 金

第 1 節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第 4 条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、法令で定められたもの、および職員の過半数の代表と協定したものは控除する。なお、職員の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第 5 条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (ア) 源泉所得税
- (イ) 住民税
- (ウ) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (エ) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (オ) その他、職員過半数の代表者と協定したもの

(賃金の計算期間および支払日)

第 6 条 賃金は、毎月末をもって締切り、当月初よりその月の月末までの分を翌月の15日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員(本人が死亡したときは、その職員の遺族又はその職員の収入によって生計を維持されていた者。)の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。但し、本人死亡の時の支払を受けるべき順位は、法令の定めるところによる。

- (ア) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (イ) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (ウ) その他特別の事情がある場合で、JPFが必要と認めたとき

(賃金の計算方法)

第 7 条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合は、その月の賃金を次の算式により日割計算して支払う。但し、通勤手当については、第14条第2項ただし書に定める通りとする。

(基本給+諸手当)

_____ ×出勤日数
月間平均所定労働日数

(欠勤等の扱い)

第 8 条 欠勤、については、次の算式により算出した額を差し引くものとする。但し、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額の前を支給しないものとする。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

(遅刻等の扱い)

第 9 条 遅刻、早退および私用外出をした場合の時間については、原則、差し引かないものとする。但し、1ヶ月の遅刻、早退及び私用外出の合計時間数が、1日の所定労働時間以上となったときは、所定労働時間単位ごとに次の算式により算出した額を差し引くものとする。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数相当日数}$$

(休暇休業等の賃金)

第 10 条 年次有給休暇および就業規則第 4 2 条 (特別休暇) の (ア) から (エ) ならびに (ク) に定める特別休暇の期間は、所定労働時間の勤務をしたときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

- (ア) 産前産後休業
- (イ) 育児・介護休業期間
- (ウ) 育児時間
- (エ) 生理日の措置の日または時間
- (オ) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (カ) 就業規則第 4 9 条 (休職期間) に定める休職期間

3 JPF の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の 6 割とする。

4 前項に定める平均賃金は、法令で定める方式により算出した金額とする

第 2 節 月例賃金

(給与の構成)

第 11 条 給与の構成は次の通りとする。

給与	基本給	基礎給	
		職能給	
		役割給	
	超過勤務手当	時間外手当	時間外保障手当
			時間外保障超過手当
		深夜手当	
		休日手当	
	基準外手当	家族手当	
		通勤手当	
		単身赴任手当	
	基準内手当	海外勤務手当	
		ハードシブ手当	
		その他手当	

(基本給)

第 12 条 基本給とは、基礎給、職能給、役割給で構成する。

2 基本給は、JPF の支払い能力、職務遂行能力、職責などを総合的に考慮して、雇用契約締結の際に所定の手続きをもって決定する。

- (ア) 基礎給 就業規則第 2 9 条に定める労働時間に対して支払われる賃金 (別表 1)
- (イ) 職能給 資格等級及び資格階級に応じて支払われる賃金 (別表 2)
- (ウ) 役割給 役割等級及び役割階級に応じて支払われる賃金 (別表 3)

(家族手当の支給範囲)

第13条 職員が次の各号に掲げる家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

(ア) 配偶者(内縁を含まない。) 月額13,000円

(イ) 満22歳未満の子(ただし、同一戸籍内にある者。)

扶養第1位の子 月額6,000円

扶養第2位以降の子 月額5,000円

2 前項の家族手当は、その月の1日現在の扶養家族につき支払うものとし、その月の月の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

3 扶養家族に異動が生じた場合は、異動の事実を証明する書類を添付し、2週間以内に届出なければならない。届出を怠った場合は、増額の分については届出の翌月より支払い、減額の分については過払分を返還しなければならない。

(通勤手当)

第14条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費支給を目的として1ヶ月の定期代相当額の通勤手当を支給する。但し、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、また非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給する。

2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、実費をもって計算する。

3 通勤経路を変更するとき、または通勤距離に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

4 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第78条(懲戒の事由)に基づき制裁処分を行うことがある。

(単身赴任手当)

第15条 国内赴任規程及び海外勤務規程に定める各事業所への赴任の際に、同居の家族を帯同せず、職員が単独で赴任する場合は、当該家族に対し月額15,000円の単身赴任手当を支給する。

(海外勤務手当)

第16条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、月額10000円の海外勤務手当を支給する。

(ハードシブ手当)

第17条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、海外勤務規程に定める赴任地域に応じて、ハードシブ手当を支給する。

(ア) 地域A 月額30,000円

(イ) 地域B 月額20,000円

(ウ) 地域C 月額10,000円

(超過勤務手当)

第18条 超過勤務手当とは、時間外手当、深夜手当、休日手当をいう。ただし、就業規則第40条(管理者の適用除外)に該当する者は、その時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

(ア) 時間外手当

時間外手当とは、時間外保障手当、時間外保障超過手当をいう。

① 時間外保障手当

以下の算式により算出した額を時間外勤務保障手当として支給する。

(基本給+基準内手当)

$$\frac{\text{基本給+基準内手当}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.00 \times 20\text{時間}$$

② 時間外保障超過手当

以下の算式により算出した額が、前号で定めた時間外勤務保障手当の額を超過した場合、その差額を時間外勤務保障超過手当として支給する。

1日の労働時間が8時間超えの時間外労働時間数

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(イ) 休日手当

各月の所定労働日数以上労働させたときは、次の算式により算出した休日手当を支給する。

① 法定の休日勤務の場合

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

② 法定以外の休日勤務の場合

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

(ウ) 深夜手当

深夜時間帯（22時から5時まで）に労働させたときは、次の算式により算出した深夜手当を支給する。

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(賃金の改定)

第19条 賃金の改定については、雇用契約締結および雇用条件提示の際に行うものとする。

2 JPFの事情および社会情勢の変化によっては、職員に一律降給を行うことがある。

第 3 章 賞 与

(賞与)

第20条 JPFは、各期の業績等を勘案して、支給時に在職している職員に対し、賞与を支給することがある。但し、JPFの業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

- 2 賞与は、所定の手続きに基づき支給する。
- 3 賞与支給額は基礎給を基本として算出する

(附 則)

- 1 この規程は2009年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2010年4月1日に一部改正する。
- 3 この規程は2012年1月1日に一部改正する。
- 4 この規程は2012年9月1日に一部改正する。
- 5 この規程は2013年4月1日に一部改正する。
- 6 この規程は2016年7月1日に一部改正する。

別表 1：基礎給

職層	職位	資格等級	金額
管理職	部長・副部長	M4	316,000～321,000
一般職	リーダー	G3	276,300～297,600
	スタッフ	G2・G1	185,000～260,100

別表 2：職能給

資格等級	階級（レンジ）	金額
M4	27～32	60,000～81,000
G3・G2・G1	1～26	1,700～57,000

別表 3：役割給

役割等級	階級（レンジ）	金額
JG-2・1	Y1～Y6	25,000～30,000
JG-A	19～26	7,200～9,800
	1～18	300～6,800

*基礎給・職能給・役割給は、年度ごとに改定することを考慮する

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	17,880,000 円
受取補助金等収入	4,544,059,058 円
受取寄付金等収入	523,836,448 円
その他の事業費収入	13,518,940 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	5,099,294,446 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			R.2.4.1~ R.3.3.30	1,397,120 円	ファンドレイジング アドバイザー 業務委託費
			R.2.4.1~ R.3.3.1	396,000 円	法的アドバイス対応 弁護士報酬
			R.2.6.5 R.2.11.30	440,000 円	書類作成/法律相談 弁護士報酬
			R.2.10.31	10,000 円	登壇謝礼 諸謝金
			R.2.10.31	10,000 円	登壇謝礼 諸謝金
			R.2.10.31	10,000 円	登壇謝礼 諸謝金
			R.2.10.31	10,000 円	登壇謝礼 諸謝金
			R.2.4.24~ R.3.3.23	120,000 円	事業審査委員 謝金
			R.2.4.24~ R.3.3.23	110,000 円	事業審査委員 謝金

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
(別紙参照)				4,595,826,136 円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	合 計			4,595,826,136 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
(別紙参照)		55,330,834 円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
R2.4.3			助成金	134,469,691
R2.4.7			助成金	84,445,576
R2.4.8			助成金	2,999,621
R2.4.24			助成金	65,000,000
R2.4.28			助成金	9,940,086
R2.5.1			助成金	49,997,674
R2.5.22			助成金	9,999,966
R2.5.22			助成金	15,000,000
R2.5.28			助成金	17,034,011
R2.5.28			助成金	9,999,914
R2.5.28			助成金	2,530,785
R2.6.2			助成金	61,596,769
R2.6.2			助成金	29,948,187
R2.6.2			助成金	52,500,000
R2.6.2			助成金	53,493,738
R2.6.9			助成金	15,550,823
R2.6.16			助成金	20,000,000
R2.6.16			助成金	99,999,243
R2.6.16			助成金	30,977,414
R2.6.19			助成金	20,000,000
R2.6.19			助成金	46,876,690
R2.7.2			助成金	20,000,000
R2.7.14			助成金	19,994,169
R2.7.14			助成金	9,999,859
R2.7.14			助成金	65,279,784
R2.7.15			助成金	3,000,000
R2.7.15			助成金	69,999,553
R2.7.17			助成金	3,335,780
R2.7.22			助成金	19,936,475
R2.7.22			助成金	5,662,084
R2.7.27			助成金	4,106,772
R2.7.30			助成金	11,043,909
R2.7.30			助成金	22,976,656
R2.7.31			助成金	5,248,150
R2.8.3			助成金	13,304,234
R2.8.4			助成金	20,000,000
R2.8.5			助成金	29,985,510
R2.8.7			助成金	62,159,639
R2.8.11			助成金	47,716,392
R2.8.12			助成金	15,000,000
R2.8.12			助成金	2,409,822
R2.8.14			助成金	2,934,976
R2.8.18			助成金	16,246,993
R2.8.19			助成金	34,653,314
R2.8.21			助成金	4,370,350
R2.8.27			助成金	1,499,850
R2.8.27			助成金	1,499,300
R2.9.2			助成金	29,999,705
R2.9.2			助成金	14,998,530
R2.9.8			助成金	20,000,000
R2.9.8			助成金	3,051,824
R2.9.9			助成金	3,000,000
R2.9.16			助成金	24,149,925
R2.9.24			助成金	22,000,000
R2.9.24			助成金	68,377,084
R2.9.24			助成金	69,000,000
R2.9.28			助成金	10,000,000
R2.9.28			助成金	19,005,222
R2.9.28			助成金	18,994,778
R2.9.29			助成金	31,651,176
R2.10.1			助成金	21,582,642
R2.10.5			助成金	12,839,907
R2.10.5			助成金	31,518,202
R2.10.6			助成金	75,678,965

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
R2.10.6			助成金	55,820,110
R2.10.8			助成金	68,622,912
R2.10.8			助成金	67,070,658
R2.10.9			助成金	30,000,000
R2.10.9			助成金	49,841,042
R2.10.19			助成金	10,876,421
R2.10.19			助成金	20,000,000
R2.10.23			助成金	4,997,000
R2.10.26			助成金	25,917,358
R2.11.4			助成金	49,092,500
R2.11.4			助成金	27,622,858
R2.11.4			助成金	43,000,000
R2.11.4			助成金	19,489,616
R2.11.4			助成金	25,348,824
R2.11.9			助成金	20,510,384
R2.11.16			助成金	7,148,580
R2.11.19			助成金	39,786,661
R2.11.18			助成金	21,279,659
R2.11.27			助成金	100,000,000
R2.11.27			助成金	69,953,377
R2.12.2			助成金	20,000,000
R2.12.2			助成金	67,000,000
R2.12.2			助成金	50,000,000
R2.12.2			助成金	30,000,000
R2.12.8			助成金	27,377,142
R2.12.9			助成金	51,179,890
R2.12.18			助成金	1,498,200
R2.12.23			助成金	30,000,000
R3.1.7			助成金	26,445,623
R3.1.8			助成金	3,051,824
R3.1.15			助成金	24,999,848
R3.1.15			助成金	120,981,067
R3.1.19			助成金	4,106,772
R3.1.20			助成金	30,959,000
R3.1.27			助成金	26,525,199
R3.1.27			助成金	20,000,000
R3.1.29			助成金	3,175,700
R3.1.29			助成金	3,478,984
R3.1.29			助成金	17,510,211
R3.2.9			助成金	1,476,200
R3.2.10			助成金	30,000,000
R3.2.10			助成金	3,335,780
R3.2.10			助成金	5,662,084
R3.2.18			助成金	22,029,178
R3.2.18			助成金	5,000,000
R3.3.2			助成金	25,000,000
R3.3.8			助成金	20,000,000
R3.3.8			助成金	25,000,000
R3.3.25			助成金	24,439,000
R3.3.25			助成金	63,724,000
R3.3.25			助成金	120,000,000
R3.3.29			助成金	81,528,000
R3.3.29			助成金	17,787,105
R3.3.29			助成金	65,000,000
R3.3.29			助成金	55,832,000
R3.3.31			助成金	7,173,140
R3.3.30			助成金	42,180,895
R3.3.30			助成金	48,641,000
R3.3.30			助成金	71,443,000
R3.3.30			助成金	59,968,000
R3.3.30			助成金	56,906,000
R3.3.31			助成金	40,764,000
R3.3.31			助成金	103,000,000
R3.3.31			助成金	86,075,000
R3.3.31			助成金	56,352,510
R3.3.31			助成金	59,824,000
R3.3.31			助成金	106,217,248
R3.3.31			助成金	106,228,857

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
R3.3.31			助成金	50,000,000
合計				4,595,826,136

7. 海外送金等(金銭の持出を含む)に関する事項

実施日	使 途	金 額
R2.04.03	業務委託料 USD 1,337.50-	145,934
R2.04.03	業務委託料 USD 1,210.60-	132,088
R2.04.03	業務委託料 USD 6,836.00-	745,875
R2.04.03	業務委託料 EUR 11,122.25-	1,319,210
R2.04.09	セキュリティレポート EUR 800.00-	96,080
R2.04.09	業務委託料 USD 7,410.30-	815,651
R2.04.09	業務委託料 USD 27,074.58-	2,980,099
R2.04.09	業務委託料 USD 34,126.00-	3,756,248
R2.04.09	業務委託料 EUR 26,177.46-	3,143,912
R2.04.09	業務委託料 EUR 24,189.00-	2,902,438
R2.04.20	業務委託料 USD 11,751.54-	1,279,625
R2.04.21	業務委託料 EUR 16,592.00-	1,965,322
R2.04.28	業務委託料 USD 12,200.00-	1,321,260
R2.05.07	会費 USD 5,000.00-	536,350
R2.05.22	業務委託料 USD 5,194.00-	564,847
R2.05.22	業務委託料 USD 15,432.00-	1,678,230
R2.05.22	セキュリティレポート EUR 800.00-	95,592
R2.06.19	業務委託料 USD 5,565.00-	600,741
R2.06.19	セキュリティレポート EUR 800.00-	97,072
R2.07.20	セキュリティレポート EUR 800.00-	99,432
R2.07.20	業務委託料 USD 5,565.00-	603,913
R2.08.11	業務委託料 USD 6,554.01-	702,393
R2.08.20	業務委託料 USD 4,823.00-	516,495
R2.08.20	セキュリティレポート EUR 800.00-	101,736
R2.09.18	業務委託料 USD 4,823.00-	510,466
R2.09.18	セキュリティレポート EUR 800.00-	100,616
R2.10.19	業務委託料 USD 5,936.00-	631,590
R2.10.20	業務委託料 USD 4,369.34-	465,727
R2.10.27	業務委託料 USD 7,500.00-	793,575
R2.11.05	業務委託料 USD 800.00-	99,040
R2.11.10	業務委託料 USD 19,305.12-	2,050,396
R2.11.16	業務委託料 USD 6,678.00-	705,797
R2.11.20	業務委託料 USD 55.99-	5,872
R2.11.20	業務委託料 EUR 800.00-	99,872
R2.12.15	業務委託料 USD 6,678.00-	701,991
R2.12.18	業務委託料 EUR 800.00-	102,424

7. 海外送金等(金銭の持出を含む)に関する事項

実施日	使 途	金 額
R3.01.20	業務委託料 USD 8,341.00-	875,221
R3.01.20	業務委託料 USD 2,548.00-	267,361
R3.01.20	業務委託料 EUR 800.00-	102,160
R3.01.25	業務委託料 USD 7,420.00-	777,912
R3.01.25	業務委託料 USD 1,200.00-	125,808
R3.01.25	業務委託料 USD 7,136.25-	748,164
R3.01.29	業務委託料 USD 600.00-	63,288
R3.02.16	業務委託料 USD 19,024.60-	2,025,929
R3.02.19	業務委託料 USD 5,231.00-	558,252
R3.02.19	業務委託料 EUR 800.00-	103,488
R3.02.19	業務委託料 CHF 1,000.00-	118,900
R3.02.25	業務委託料 USD 7,049.00-	754,665
R3.02.25	業務委託料 EUR 9,406.25-	1,226,104
R3.02.26	業務委託料 USD 13,056.00-	1,400,256
R3.03.19	業務委託料 USD 14,526.25-	1,599,340
R3.03.19	業務委託料 USD 6,678.00-	735,247
R3.03.19	業務委託料 EUR 800.00-	105,144
R3.03.19	業務委託料 EUR 4,000.00-	525,720
R3.03.31	業務委託料 USD 2,400.00-	257,400
R3.03.31	業務委託料 USD 2,077.00-	222,758
R3.03.31	業務委託料 USD 5,059.00-	542,577
R3.03.31	業務委託料 USD 3,869.00-	414,950
R3.03.31	業務委託料 USD 4,837.20-	518,789
R3.03.31	業務委託料 USD 2,370.20-	254,203
R3.03.31	業務委託料 USD 25,553.14-	2,740,574
R3.03.31	業務委託料 USD 5,750.50-	616,741
R3.03.31	業務委託料 USD 26,147.25-	2,804,292
R3.03.31	業務委託料 USD 1,343.00-	144,036
R3.03.31	業務委託料 USD 1,600.00-	171,600
R3.03.31	業務委託料 USD 2,626.00-	281,638
R3.03.31	業務委託料 USD 7,000.00-	750,750
R3.03.31	業務委託料 USD 6,000.00-	643,500
R3.03.31	業務委託料 USD 2,626.00-	281,638
R3.03.31	業務委託料 EUR 800.00-	104,520
合計		55,330,834

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和2年4月1日～令和3年3月31日	14人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

杉本 宏美 (天花寺宏美)		理事		○								H29. 5. 31 就任
堀江 良彰		理事		○								H30. 5. 30 就任
横尾 博		理事		○								H28. 5. 30 就任
石井 宏明		理事		○								R01. 5. 30 就任
田中 皓		監事		○								H25. 5. 30 就任
品田 和之		監事		○								R01. 5. 30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿
代表理事 小美野 剛 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

あり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2021年3月31日現在の第20事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20事業年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含み、予算を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

収支計算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成し適正に表示することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

あり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた収支計算書の表示、構成及び内容、並びに収支計算書が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記 1 に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第 20 事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2021年（令和3年）5月20日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）3月31日までの第20期の業務監査及び会計監査を報告する。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査を受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているものと認める。

監事

品田 和之

監事

田中 皓

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) ルーズリーフ	都度	10年
仕訳チェックリスト	会計ソフト(PCA 公益法人会計) ルーズリーフ	都度	10年
固定資産台帳	会計ソフト(PCA 固定資産) ルーズリーフ	年1回	10年
賃金台帳	給与ソフト(給与奉行・社労士委託) ルーズリーフ	月1回	7年
貯蔵品管理表	エクセル使用 データ保管	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合			
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの			
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力団			
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	いいえ